

障害者手帳をお持ちの方へお知らせ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。



- ・転居・氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
(転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。)
- ・手帳の紛失・破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

【障害者医療費助成】
自己負担分(保険適用分)の2分の1を助成。(公的扶助の受給者は除く)
病院・薬局などで支払った費用・室料などは対象外)
※平成22年4月診療分から歯科診療分も対象になります。

在宅の障害者が障害者小規模作業所、精神障害者社会復帰施設などに通所する場合。
(就労移行支援、就労継続支援を行う事業所や特定旧法指定施設などへの通所も一部対象となります。)

- ・身体障害者手帳をお持ちの方は、顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きが必要です。手続きには、印鑑・お持ちの身体障害手帳・写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚が必要です。
- ③所得税非課税の方
- ◆手続きに必要なもの
領収書(保険点数のわかるもの。レシートは不可)・印鑑・保険証・障害者手帳

各種助成制度

【障害者通所・通院費助成】

次に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1を助成。(公的扶助の受給者は除く)

大山町福祉介護課
1番電話番号 0859-54-5207

中山支所総合窓口課
1番電話番号 0858-6112

大山支所総合窓口課
1番電話番号 0859-53-3311

◆手続き・問い合わせ先
税非課税の方、公的扶助の受給者は除く)
分の1相当額を助成。(所得

自動車の不具合情報を寄せください

国土交通省では、迅速なり

コールの実施やりコール隠しなどの防止のため「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

次の項目にすべて該当する方

- ①身体障害者手帳(3級~6級)・療育手帳(B判定)・精神障害者保健福祉手帳(2級~3級)のいずれかをお持ちの方
- ②15歳(中学校在学中を除く)から69歳(後期高齢者医療対象者を除く)の方

お持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

県総合情報誌『どつとりNOW』
(第89号・3月1日発行)
好評発売中



腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析のための通院に必要な交通費の2

た鳥取県は滋味豊かな食材の宝庫。巻頭特集では『食のみやこ』と称する理由と魅力をたっぷり紹介します。

【人工透析患者・通院費助成】

◆手続きに必要なもの
日本海と中国山地に抱かれ

た鳥取県は滋味豊かな食材の宝庫。巻頭特集では『食のみやこ』と称する理由と魅力をたっぷり紹介します。

◆問い合わせ先

◆定価 1部300円(税込)

◆取扱場所 県内の主な書店

企画情報課

◆問合せ先
鳥取県広報連絡協議会(県庁広報課内)
0857-26-7086

国土交通省では、迅速なり

コールの実施やりコール隠しなどの防止のため「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。